

食安基発0411第2号

平成24年4月11日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部基準審査課長

(公印省略)

乳等の販売用の合成樹脂製容器包装について

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の合成樹脂製容器包装の規格又は基準については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下、「乳等省令」という。）において定められているが、その取扱いについて疑義を生じている向きがあるので、下記の点に留意の上、関係者への周知方よろしく願います。

記

乳等省令別表の四の（二）の(1)1に規定する合成樹脂製容器包装には、アルミニウム箔を積層したものであって、内容物に直接接触する部分がポリエチレン又はエチレン・1-アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートである合成樹脂製容器包装も含まれるものである。